

# 『住民参加のまちづくり』に向けて

堀 部 芳 章\*

## はじめに

### I これまでの坂祝町

- 1 現状と課題
  - 2 財政力と行政サービス
  - 3 市町村合併の経緯
- II 第4次総合計画策定の取り組み
- 1 職員による手づくりの計画
  - 2 職員ワーキング会議
  - 3 基本構想(施策体系図)の策定
  - 4 岐阜経済大学(鈴木教授)のアドバイス
  - 5 住民とのコラボレーション
  - 6 4次総の実践に向けた取組み
- むすびにかえて～これからの坂祝町のまちづくり～

## はじめに

坂祝町は、平成8年に第3次総合計画を策定し、以後10年にわたって行財政運営やまちづくりに努めてきた。しかし、この計画中の10年の中には、バブル経済の崩壊や少子高齢化の進展、地方分権の推進など社会情勢が著しく変化した。特に国・地方を合わせた膨大な借入金は、地方自治体の財政基盤を大きく揺るがし、その一方では地方分権を唱える声が高らかになってきている。

また当町は、美濃加茂市と加茂郡7ヵ町村での合併協議会は、平成16年12月に合併を受け入れる側である美濃加茂市が実施した住民意向調査の反対多数という結果を踏まえて解散し、当面は単独での行財政運営を強いられることとなつた。

そのため、計画に掲げられた施策展開や事業実施が困難になり、ハード整備重視であったものがイベントなどのソフト事業に切り替えられてきた。当然、計画に掲げられたが未執行になつた事業も多く、積み残しが予想より多くなつてしまつた。

以上のような状況の下で、地方は住民参画による協働のまちづくりが進められてきている。合併破たんを受け、財政難と地方分権の進めていく上で、坂祝町はどのようなまちをめざしていくのか。坂祝町第4次総合計画(以下「4次

総」という。))は住民参画と新たな自治の確立をめざして、従来とはまったく異なった手法で策定することとなつたのである。

今回は、どのようにして4次総を策定してきたか、今後どのような手法で進めていくかについて坂祝町の現状を踏まえて述べることとする。

## I これまでの坂祝町

### 1 現状と課題

坂祝町は、岐阜県の中南部に位置し、周囲を5市(東及び北は美濃加茂市、西は関市・各務原市に接し、南は木曽川を境として可児市・愛知県犬山市)に囲まれた東西約4km、南北約3kmで面積は12.89km<sup>2</sup>のコンパクトなまちである。南部を国道21号線がJR高山本線と並行して東西に伸び、西部には県道坂祝・関線、富加・坂祝線が走っている。北部の美濃加茂市境からは良好な田園風景が続いているが、近年、この地域に国道248号バイパスが開通した。また、このバイパスから西に向かった各務原市とを結ぶ国道21号バイパスの整備が進んでおり、比較的交通至便なまちである。こうした地理的な好条件を背景に、工場立地や人口増加が進んで町は発展を遂げてきた。特に自動車製造業や輸送用機械器具製造業の関連企業が多く、町の財政に与える影響も少なくない。

しかし、その一方では課題も出来てきている。町の南部のJR高山本線「坂祝駅」は町の玄関口として、かつてその周辺に商店が立地していたが、住民生活が郊外化してきたことで消費者離れが進み、中心市街地の機能が果たせなくなつてきている。また、バイパス整備が進む反面、田畠面積が減少するため農業が衰退していくことが懸念されるところである。近年の一番の課題といえるのは、アパートなど賃貸住宅の増加に伴つて、転入者や外国人居住者も年々増えてきていること

\*坂祝町役場企画課企画係長

&lt;表1-1：坂祝町の人口推移（3月31日現在）&gt;

	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
住民基本台帳人口	7,059	8,343	8,540	8,723	8,675
うち外国人	36	157	306	548	657
外国人比率	0.5	1.9	3.6	6.3	7.6

&lt;表1-2：決算額推移&gt;

	昭和62年度	平成2年度	平成7年度	平成12年度	平成17年度
歳入合計	2,579,744	2,615,536	4,055,737	3,136,990	2,732,980
歳出合計	2,542,883	2,567,465	3,456,241	2,874,757	2,554,351
形式収支	36,861	48,071	599,496	262,233	178,629
経常収支比率	60.3	49.5	54.7	64.8	72.5
財政力指数	0.545	0.531	0.507	0.460	0.590
人口千人当たり職員数	7.5	7.6	8.6	9.7	8.6
国勢調査人口	—	8,722	8,740	8,853	8,551

&lt;表1-3：平成17年度バランスシート&gt;

借 方		貸 方	
【資産の部】		【負債の部】	(住民1人あたり)
1. 有形固定資産	11,786,249	1. 固定負債	3,089,079
(うち土地)	2,508,797	(うち地方債)	2,776,359
2. 投資等	1,007,189	2. 流動負債	227,985
(うち基金)	733,263	【正味資産の部】	
3. 流動資産	1,264,926	1. 国県支出金	892,639
(うち財政調整基金)	909,977	2. 一般財源等	9,848,661
資産合計	14,058,364	負債・正味資産合計	14,058,364
			52,392

※平成18年3月31日現在住民基本台帳人口

8,035人

である。転入者や外国人居住者は、近隣の住民や自治会などとの接点がなく、地域コミュニティの欠如が、例えばごみ問題や騒音等新たな課題が出来てしまっている。

## 2 財政力と行政サービス

当町の財政力に関する推移は、以下のとおりである。

バランスシートは、総務省（旧自治省）の

マニュアルに順じて作成している。作成には、昭和44年度以降の地方財政状況調査（以下、「決算統計」）や当該年度決算書を用いた。上記の表1-2及び表1-3から見る坂祝町の財政状況について分析してみる。

### (1) 世代間負担比率

世代間負担比率とは、町がこれまでに取得した資産（借方）のうち、住民負担がどれくらいあるかを求める比率のことである。

れには2種類の求め方がある。

①後世代負担比率＝負債額÷総資産額

負債は、将来にわたって住民が負担していくものであり、これを資産合計で除して求める。当町の負債額 3,817,064 千円で、有形固定資産合計 11,786,249 千円で除すと 28.1% で全国平均の 39% を下回っている。

②世代間負担比率＝正味資産÷総資産額

この比率は、これまでの世代の住民が負担してきたものである。これまでに町が取得した資産の財源となった収入を資産合計で除して求める。

当町の正味資産額 10,741,300 千円を有形固定資産合計 11,786,249 千円で除すと 91.1% になる。

以上の結果から、当町ではこれまで取得してきた資産に対する住民負担が、後世代の負担よりも圧倒的に多い。世代間負担比率は(1)が低いほうが望ましいが、世代間の負担の公平性を考慮する必要がある。

(2) 予算額対資産比率

これは「資産の形成に何年分の歳入が充当されたか」を量る比率で、この率が高いほど社会資本の整備が進んでいるといえる。しかし一方で、維持管理費の発生により財政的負担が大きくなる可能性がある。算式は「総資産額÷歳入額」(14,058,364 千円 ÷ 2,732,980 千円) で、平成 17 年度の数値を用いて計算すると 5.14 年で全国平均の 3.49 年を上回っている。

(3) 老朽化比率

これまでに取得した有形固定資産の老朽化を図る比率で、減価償却累計額を土地以外の有形固定資産の取得額で除して求める。これが高いほど固定資産の老朽化が進んでいると言え、再整備の必要が生じてくる。

当町の減価償却累計額は 8,694,996 千円で、これを土地 2,508,797 千円を引いた有形固定資産合計額 9,277,452 千円で割ると 93.7% となり、かなり高い比率である。建

設年度の古い施設については耐用年数等が到来しており、近い将来に建て替える必要があるといえる。

(4) 資金手当率及び資金手当可能率

これは「固定資産の再整備等のために手持資金がどの程度必要か」を量る比率である。手持資金は「現金・預金」 + 「投資等の基金」で、これを減価償却累計額で除して求める。

当町の手持資金は現金・預金額 1,143,901 千円と投資等の基金 733,263 千円の 1,877,164 千円で、これを減価償却累計額 8,694,996 千円で除すと 21.6% となる。

(5) 予算額対資産比率と経常収支比率

これは経常収支比率の悪化原因が有形固定資産の保有にあるかどうかをみるために有効な分析手段である。有形固定資産を多く所有すればその分の維持管理費が増加し、経常収支比率を押し上げる可能性がある。

予算額対資産比率は 5.14 年で、経常収支比率は 72.5 である。

総じて、町が取得した資産に対してはこれまでの住民の負担が大きかったが、取得した資産に対する借入金などの負債が少ないため、今後世代の住民負担も少なくなる見込みである。

固定資産は老朽化（築 30 年以上経過）が激しく、建て替えを迫られている施設が見受けられる。しかし、すべての有形固定資産を建て替えるだけの現金・預金等の資金手当がなされていないため、起債制限比率限度まで目一杯の借入れを行えばすべての有形固定資産の再整備が可能である。

17 年度は、勧奨退職をはじめとした人件費の削減や消耗品や光熱水費等の物件費、各種団体等への補助金の見直しや節減等によって経常経費が大幅に減少したため財政運営は硬直化せず弾力性を保つことができた。その結果、現金・預金等が前年度に比べて 20% 以上増加したわけであるが、「経費削減に努めたが、それに代わる事業がなくやむを得ず積み立てた」ともいえる。經

常的な経費の抑制に関しては、今後も現状を継続しなければならないが、住民サービスの向上、あるいは町の活性化を図るために新たな事業の生み出していく必要があるといえるのではないか。

### 3 市町村合併の経緯

平成12年、森総理大臣（当時）は自治大臣及び地方分権推進委員会に対して市町村合併について検討するよう指示され、政府においても具体的な数値目標を定めて市町村合併を協力に推進するよう求められた。翌年には内閣に市町村合併支援本部が設置され、同年5

月の衆議院本会議において、小泉総理大臣は「地方分権の推進のためには、住民に身近な総合的な行政主体である市町村の行財政基盤を強化するため市町村合併によってその規模を拡大し、地方行政の構造改革を進める上でも極めて重要な課題である。「市町村合併後の自治体数を1,000」とする目標の方針を踏まえて自主的な市町村の合併を一層協力に推進していく」とされた。市町村合併の背景事情として、昭和の大合併から50年が経過して現在に適応しなくなってきたことによる地方行政の構造改革、あるいは少子高齢化社会の到来による社会構造の変化などに対応するため、

＜表1-4：坂祝町がかかわった合併協議に関するこれまでの主な動き＞

平成13年7月	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡が「可茂地域市町村合併研究会」を発足する。
平成14年5月	同研究会が解散する。 加茂郡町村が美濃加茂市に対して任意の合併協議会設置を申入れる。
8月	「美濃加茂市・加茂郡合併任意協議会」設立される。
平成15年4月	法定合併協議会が設立される。
平成16年10月	第13回法定合併協議会で44項目が調整され、合併期日を平成18年1月10日として賛成多数で可決承認される。
11月 12月	美濃加茂市が合併の是非を問う「市民意向調査」を実施する。⇒結果は「反対多数」で、合併協議から美濃加茂市が脱退する。 美濃加茂市・加茂郡町村法定合併協議会が解散する。
平成17年1月	加茂郡7町村が「合併等研究会」を設立
4月	美濃加茂市で賛同16団体による「合併推進会議」設立総会が行われる。
8月	同組織が合併特例法に基づく合併協議会設立要望の署名を提出する。
12月	加茂郡7町村の膳議会が合併協議会設置を承認決議する。 美濃加茂市議会は「加茂郡7町村との合併協議会設置要求」の継続審議を決定する。
平成18年3月	美濃加茂市議会は、合併協議会設置請求議案を否決する。 「加茂郡合併等研究会」が解散する。

自治能力の向上が求められて「平成の大合併」が始まった。

こうした国の流れを受け、岐阜県内においては03年4月1日、高富町、美山町、伊良村の2町1村が合併し、山県市が誕生した。以後、穂積町、飛騨市、本巣市が誕生していく。

我が坂祝町は、平成13年7月に、美濃加茂市、加茂郡、可児市、可児郡で組織され「可茂地域市町村合併研究会」に参加した。しかし、この研究会は不調に終わり、翌年5月に解散した。これにより、加茂郡はすぐさま美濃加茂市に対して任意の合併協議会の設置を申し入れ、平成14年8月に任意協議会が設立された。翌年4月には法定協議会となり、合併予定期日は平成18年1月に設定された。

しかし、合併協議が終わりに差し掛かった平成16年11月、美濃加茂市が「加茂郡との合併の是非と問う住民意向調査」を実施。結果は、反対が多数を占めたため、美濃加茂市は合併協議を続けることができずに協議会を脱退した。母体である市の脱退により、2年4か月の協議も虚しく、同年12月に美濃加茂市・加茂郡合併協議会は解散した。

## II 第4次総合計画策定の取り組み

### 1 職員による手づくりの計画

#### (1) 合併破たんの影響

美濃加茂市・加茂郡7町村の合併破たんは、大きな衝撃となった。当町においては、総合計画の策定をはじめ、次年度の予算編成、人事管理などあらゆる分野においてダメージを与えた。

企画課で「市町村合併に関する」と「総合計画に関する」とが事務分掌で割り当てられている。美濃加茂市・加茂郡の合併予定が、平成18年1月10日であったため、これまででは「市町村合併に関する」を重点に取り組んできた。そのため平成18年度からの総合計画の必要性はないものと考えていたため、「総合計画に関する」のうち新たな総合計画の策定に関してはまつ

たく考えていなかった。しかし、合併協議会の破たんによって、急遽総合計画の策定が求められ、「さあ、どうしよう」ということになった。

合併という大事業の失敗に加え、総合計画策定という大事業への転換が迫られたわけである。

#### (2) 4次総策定プロジェクトチームの設置

新たな総合計画策定に要する経費として、平成17年度の当初予算に、コンサルタント会社への策定業務委託料として500万円を計上した。これは第3次総合計画の策定からの実績に基づくものであった。

平成17年3月、新年度予算が議会で議決され、いよいよ総合計画の策定に入らねばならなかった。当時企画課の総合計画担当であった小島豪主幹を中心に、柴山佳也行政改革室長と総務課の兼松和夫課長補佐、堀部（筆者）の4人が事務局として動くこととなった。この事務局4人が最初に取り組んだことは、梅田克己町長（当時）との入念な打合せであった。新しい総合計画の策定に関する町長の思いをどれだけ反映して取り掛かるかが4次総策定のポイントとなると思ったからである。3月6日と4月26日の2回にわたり町長レクチャーを行った。この2回のレクチャーに際して、事務局としてある程度の案を持って挑んだ。1つ目は「コンサルタント会社への委託ではなく、自分たちの考え方による、手づくりの計画にする」、2つ目は「事務局の職員4人だけでなく、できるだけ多くの職員に参加してもらうワーキンググループで策定する」ということであった。これらの案は、町長にも理解され、以下のような統一事項が決まった。

①3次総で位置づけられた施策や事務事業の中で、社会情勢や財源、あるいは緊急性・優先度が高い事業の実施によって断念せざるを得なかつた事務事業を踏まえた「第3次総合計画を見直す形」にすること。

- ②目まぐるしく移り変わる現代社会の中で、従来の10年計画ではなく、スパンを半分にした「5か年計画」とする。
- ③計画の構成は、策定しやすく、理解しやすい従来の「基本構想、基本計画、実施計画の3層」とする。
- ア 基本構想…社会情勢を見定めながら、坂祝町が目指すべき将来像とそれを達成するための基本目標・重点施策を明らかにするもの
- イ 基本計画…基本構想に掲げる将来像と基本目標に従い、取り組むべき施策を位置づけるもの
- ウ 実施計画…基本計画に従い、具体的な施策・事業の展開を定めるもの。
- 社会情勢や経済動向の変動などに留意して毎年度策定
- ④住民のいろんな意見や思い、あるいは夢を盛り込んだ「地域の振興計画」にする。の4点である。そして、特に町長が強く言ったことは、ワーキンググループについて「若い職員の新しい発想を持ちながら「自分たちで作るんだ」という強い信念を持って取り組んでほしい」ということであった。これを受けた事務局では、どのように職員ワーキングを立ち上げるかが問題となつた。
- そして職員ワーキングのメンバーについては、職員公募で行うこととした。府内LAN（グループウェア）を活用して全職員を対象に、申込み期限を設定した募集要項を掲載した。その結果、
- 会計室・・・・片桐啓介（主査）
  - 税務課・・・・佐藤 猛（主査）、  
金森孝臣（主査）
  - 住民課・・・・片岡豊治（主査）
  - 福祉課・・・・尾関正仁（主査）
  - 保健センター・・伊藤マリ子（保健師）
  - 水道課・・・・岩井正義（主査）
  - 産業建設課・・・大野泰孝（主査）
  - 教育委員会・・・吉田勇彦（学校教育係長）、  
林 英直（社会教育係長）

### ○ 幼稚園・・・・佐藤由里子（教諭）

※ 所属課は当時のもの

上記の職員が応募してくれ、事務局に企画課の松田誠（主任）が加わって16名によってワーキンググループが立ち上がった。メンバーの役職は係長以下主査以上の中堅職員と比較的年齢も若く、所属も各課で1名は加わってくれたことで、各分野の専門的な知識が4次総に反映できるという絶好の体制を整えることができたのである。

## 2 職員ワーキング会議

第1回目の職員ワーキング会議は、5月26日に開催した。ここでは、事務局が町長レクチャーを重ねた上で図られた統一事項と坂祝町を取り巻く環境について、人口や財政状況を踏まえた説明を行い、町長とのレクチャーにより練られた統一事項をメンバーに伝え、全員の意思統一を図った。

第2回目のグループ会議は6月28日で、この日は他の自治体の状況について、先に視察してきた下呂市総合計画の特徴などについて報告し、さらに今後の4次総策定の進め方等を話し合った。今後の進め方は、いかに住民の意見や思いを汲み取るかに焦点を当て、総合計画で一番重要な将来像は、広く住民の意見をうかがった結果によって考える方針とした。そして広く住民の意見をうかがうための体制として、住民ワーキングからさらに細分化した部会をつくることとなった。

### (1) アンケート部会

アンケートは前回の3次総でも行われたが、広く住民の考えを聞くという点で利点がある。また対象者に対して同じ質問をするため、統計しやすいということもある。アンケート部会は、水道課・産業建設課・住民課から1名ずつの3名に加え、事務局から2名が加わって、計5名で構成された。

アンケートを実施するにあたり、対象者をどうするかについて話し合った。前回の3次総では、対象人数を1,000人、対象年齢を20歳以上に設定して実施された。これ

## 『住民参加のまちづくり』に向けて(堀部)

を元に、対象人数及び対象年齢を考えた。その結果、人数は1,000人、年齢は16歳以上の日本国籍を有する者とした。年齢を16歳以上としたのは、若い年齢層からの意見も聞きたかったことと、特に5年後には成人を迎えるため、16歳以上の者とした。質問の設定は、メンバーがそれぞれ考え、持ち寄って一番良いと思うものを抽出し、まちづくりに関して自由に意見を書いてもらう記述式回答を含めた20問を設定した。発送日は、盆休み等で比較的自宅にいる人が多いと見込んで8月15日とし、回答期限を8月31日とした。また、発送する際に、返信（回答）された分だけに郵送料を支払う「料金受取人払承認」制度を利用した。

### 【アンケート対象者の選定方法及び回収率】

平成17年7月1日現在で坂祝町に住民登録のある者で16歳以上（平成元年8月1日以前生まれ）の者の中から1,000人を無作為抽出し、返信封筒を同封して郵送した。アンケートの発送・回答については以下のとおりである。

＜表2－1：性別＞

	男	女	計
発送数	498	502	1,000
回答数	239	272	511
回収率	48.0	54.2	51.1

※ 実際の回答数は512であったが、うち1名が無記入

＜表2－2：年齢別＞

	16～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70以上	計
発送数	64	155	146	157	211	131	136	1,000
回答数	22	56	74	74	112	93	80	511
回答率	34.4	36.1	50.7	47.1	53.1	71.0	58.8	51.1

※ 実際の回答数は512であったが、うち1名が無記入

＜表2－3：自治会別＞

	酒倉	大針	黒岩	深萱	勝山	取組	加茂山	計
発送数	296	71	140	62	69	156	206	1,000
回答数	147	41	76	34	40	78	93	509
回答率	49.7	57.7	54.3	54.8	58.0	50.0	45.1	50.9

※ 実際の回答数は512であったが、うち3名が無記入

### (2) インタビュー部会

この部会は、「住民の生の声」を吸い上げるために、とても重要な役割を果たす。しかし、実際に地域へ出向いて住民と話し合うといつても、行政への不満や要望などが殺到するという考えが職員の頭の中にあつたが、策定当初にワーキンググループ全員で意思統一を図った「住民の思いを盛り込んだ地域の振興計画」にするために、できるだけ広く、多くの意見を伺う必要があった。そこで、インタビュー部会では、次のような対象団体にインタビューを試みる考えを示した。

#### ＜自治会及び行政（19団体）＞

- ・一色自治会 　・池端自治会 　・中組自治会
- ・雲埋北自治会 　・雲埋南自治会 　・茶屋自治会
- ・加茂山1自治会 　・加茂山2自治会
- ・大針自治会 　・黒岩北自治会 　・黒岩南自治会
- ・深萱自治会 　・勝山北自治会 　・勝山南自治会
- ・取組第一自治会 　・取組第二自治会
- ・取組第三自治会 　・取組第四自治会 　・議会

#### ＜福祉関係（6団体）＞

- ・坂祝保育園 　・遊々保育園 　・老人クラブ
- ・身体障害者福祉協会 　・母子福祉会
- ・食生活改善推進協議会

#### ＜教育関係（5団体）＞

- ・幼稚園PTA 　・小学校PTA
- ・中学校PTA 　・家庭教育学級
- ・スポーツ少年団 　・中学校生徒会

## &lt;農林商工関係（3団体）&gt;

- ・農業婦人クラブ ・商工会青年部
- ・企業（パジェロ製造株）
- <その他（2団体）>
- ・迫間川のホタルを守る会
- ・ボランティアグループ

以上、36団体である。この36団体を7月中旬から約2か月間ですべて行うという計画であった。ちなみにインタビューパートは、福祉課・教育委員会・事務局からの7名で構成された。しかし、実際にこの7名だけで35団体に対するインタビューすることなど不可能であり、職員ワーキンググループ16名を3人ずつ、5つの小グループに分けて行うこととした。

## (3) インターネット部会

この部会は、職員ワーキンググループの中で「町内だけでなく、町外の方たちからも坂祝町について意見をもらってはどうか」という提案によってつくった、いわばアンケートの補完的役割を担った。メンバーは、職員ワーキンググループの中で、パソコン・インターネットに詳しい職員4人で構成された。

質問は、アンケートの質問に併せて作成されたが、作った質問をインターネット上

に掲載するのに時間を要した。これには町のホームページに掲載することとしたが、質問するためのテンプレートがなかったため、岐阜県情報政策課にご協力いただきて作成することができた。

回答は、町内外から6名の方がしてくれたが、予想に反して少なすぎる数字であった。この理由としては、町のホームページに魅力がなく、アクセス数が少ないとこと。あるいは、当町における地域情報化が進んでいないことが挙げられる。回答は、アンケートに含んで集計することとした。

## 3 基本構想（施策体系図）の策定

行政だけがまちづくりを進めるための計画ではなく、住民も参加しながら一緒にあってまちをつくっていくための計画にするという目的を持って取り組かった。そのためには、町職員はもちろん、住民の人たちにも読んでもらえる総合計画にする必要があった。読んでもらえるものにするにはどうしたらいいか？それには、これまで文字が多くなった総合計画に図や写真などを多く取り入れ、文章の表現を分かりやすくするという案が職員ワーキングで考え出された。そして真っ先に取り組んだことが、総合計画中の政策や施策を分かりやすい体系図にまとめることであった。

&lt;表2-4：問14と問15の項目&gt;

項目	分野
1. 緑や水辺で親しめる自然豊かなまち	自然環境
2. ゴミ減量やリサイクル活動などの環境問題に積極的に取り組むまち	環境衛生
3. 文化・スポーツ・学習活動の活発なまち	生涯教育
4. 静かで快適な居住環境に恵まれたまち	住環境
5. 農林商工業が活発で働く場に恵まれたまち	労働
6. 多くの観光客が訪れる交流が盛んなまち	観光
7. 教育環境が充実し、子どもが健全に育つまち	教育・子ども
8. 医療や保健サービスが充実し、健康づくりに取り組むことができる健康なまち	医療・保健
9. 高齢者や障がい者を含む全ての人が安心して暮らすことができるまち	高齢者・障害者
10. 道路や上下水道などの都市基盤が整備されたまち	生活基盤整備
11. 情報や通信機能の発達した高度情報化のまち	情報化
12. 全ての人が尊重された平和と人権が守られるまち	人権
13. 地域のボランティア活動・コミュニティ活動が活発なまち	住民活動
14. 事件・事故が少なく災害に強い安全なまち	防災・防犯
15. 住民参加のまちづくりが行えるまち	協働
16. 歴史と文化の薫り高いまち	歴史・文化
17. 国際交流が活発なまち	国際交流
18. 近隣市町村との交流が盛んなまち	地域間交流

政策や施策を体系図にまとめるといつても、今まで取り組んだことがない。どのようにすればよいのか分からなかったのだが、ベースとしてアンケートを活用することにした。アンケート中の問14と問15は、「坂祝町に住んでいて満足していること」と「これから坂祝町で重要と思わされること」を18の項目で質問したものであり、この18項目を政策として捉えた。

※ これらの項目に対して、問14は満足から不満までの5段階、問15は重要から重要なまでの5段階で○を付してもらった。

問14と問15の回答のほかに、問20のまちづくりに関して思うことを自由に書いてもらう記述式回答を、前頁表2-4の分野ごとで集計したものも参考にした。それ、この言葉が類似していると思われる項目で分けてグルーピングしてキーワードを探し出して5つのグループに分ける作業を行った。

＜表2-5：グルーピングとキーワード＞

分 野	キーワード
①自然環境 ②環境衛生 ④住 環 境 ⑩生活基盤整備 ⑪情 報 化 ⑬防災・防犯	住
③生涯教育 ⑦教育・子ども ⑫人 権 ⑯歴史・文化	心
⑤労 勵 ⑥親 光 ⑭住民活動 ⑮国際交流 ⑯地域間交流	動
⑧医療・保健 ⑨高齢者・障害者 ⑮協 勵 ⑯行政改革	体 協

※ 問20の回答で多かったため、18の項目に行政改革を付けたして⑯とした。

これら5つのキーワードを「基本構想」として考えた。基本構想は、まちの将来像のために「めざすこと」に置き換えて、「～のまちをめざして」というように具体的な目的として設定した。

- 『住』…安全で住みやすいまちをめざして
- 『心』…豊かな心を育つまちをめざして
- 『動』…活動と交流が盛んなまちをめざして

- 『体』…健康長寿のまちをめざして
- 『協』…誰もが主役のまちをめざして

この5つのキーワードを絡めて生まれた将来像が『健康で笑顔があふれ 自らつくるふれあいのまち 坂祝(さかほぎ)』である。このような経過を踏まえて基本構想と将来像の案ができた。ここから「政策」「施策」の体系づくりへと続くのだが、これらの読み方も、政策は基本構想を達成しなければならないことを踏まえて「達成したいこと」と、施策は政策を達成するために「取り組むこと」といった具合に言い換えることとした。また、「取り組むこと」では、小学校高学年から高齢者までが読んで理解できるように、文章の末尾は「～します」など、優しい文章表現にすることに留意した。

なお、末尾に関しては、今まで当町が取り組んでこなかったものについては、「～を図ります」「～に取り組みます」というように決意を表す表現にし、今までにも取り組んできたことについては「～を進めます」「～に努めます」「～を守ります」のように、さらに推進するための決意を示している。

このようにして、今までの総合計画とは性質を変えて、職員はもちろん、住民の方たちにも広く読んでもらえるような試みに取り組み、またコンサルタント会社への委託ではなく、すべてが職員のアイデアと作業によって進めてきた。そして、いよいよ最終的な詰めの段階を迎えるのである。

#### 4 岐阜経済大学（鈴木教授）のアドバイス

先にも述べたが、4次総策定にあたっては、事務局は、町長とのレクチャーの結果による統一事項のうち4つ目の「住民の夢や思いを盛り込んだ地域の振興計画にする」ことに重点を置き、いかにして住民の思いを把握するかということを最重要課題として考えた。

総合計画の策定に関しては、平成16年3月に合併して新市の総合計画を策定された下呂市を訪問し、また市民活動やまちづくりに関

して先駆的な取り組みをされている犬山市の「しみんでい」を視察した。さらに、事務局の小島主幹と私は、平成16年度に岐阜県まちづくり指導士の研修を受講（認定証授与）するなど、住民参加のまちづくりを意識した取り組みを行っていた。このような経緯で事務局としては総合計画の参考になるものはできるだけ吸収する姿勢で挑み、4次総の基本的な理念を「住民参加」や「協働」といったキーワードを埋め込む形が見えてきた。

しかし、実際に、どのようにして住民参加や協働に取り組んでいけばいいのか、その手法に関する知識が当町の職員には皆無であった。そこで、まちづくり指導士セミナーで講師を務めておられた岐阜経済大学（以下「経大」という。）の鈴木誠教授が「住民協働のまちづくり論」という講義を行われたことを思い出し、この方にアドバイザーとして加わっていただくことはどうかと考えた。これまでにも何度か鈴木教授が講師を務めた講座や研修を受講したことはあったが、直接の面識はなかったため、岐阜県情報政策課（当時）の

堀智考主査氏のご協力により、6月17日に経大を訪問した。

ここでは、鈴木教授から住民参加のまちづくりに関する先進的事例や手法等のご指導をいただきとともに、当町の総合計画策定に関する基本理念と策定方法案を示し、4次総策定への協力依頼についてお話をさせていただいた。その結果、鈴木教授のほかにコミュニティ診断士や学生を活用したらどうかという提案を受け、大学と業務委託契約を結ぶことで進めしていくという方針が打ち出され、契約する方針を固めた。事務局としては鈴木教授にはぜひひともアドバイザーとして加わっていただきたかったという強い念願が叶い、この上ない喜びとなつた。これで職員ワーキングのメンバーにもさらなるやる気をもってもらうための心強い後ろ盾ができたのであつた。

## 5 住民とのコラボレーション

### (1) 策定委員会（住民ワーキンググループ）

策定委員会は、町長が総合計画の案を総合開発計画審議会に諮問する最終案を策定

#### ①鈴木教授に参加していただいた職員ワーキング会議及び策定委員会

	項目	指導内容
H17. 8.26	第4回職員ワーキング会議	策定方法に対する検証等
9.30	第5回職員ワーキング会議	現状・課題・方策の洗い出し
10. 7	第6回職員ワーキング会議	現状・課題・方策の洗い出し
11.10	第7回職員ワーキング会議	基本構想体系図の検討
12. 2	第10回職員ワーキング会議	基本構想体系図の検討 基本構想文の検討
12.20	第11回職員ワーキング会議	基本構想・基本計画本文の検討
1.10	第1回策定委員会	住民ワーキングへまちづくりの意義を説明 基本構想体系図の検討
H17. 1.17	第12回職員ワーキング会議	基本計画の検討
1.25	第2回策定委員会	基本構想・基本計画の検討
2. 2	第13回職員ワーキング会議	基本計画の検討
2. 6	第14回職員ワーキング会議	全体案の検討

#### ②情報整理・分析及び本文の検討

#### ③報告書の作成

する重要な組織である。3次総では、助役以下課長級職員で策定委員会を構成していたが、4次総では職員ワーキンググループのメンバーから事務局を含めた6名と住民から11名参加していただいた構成した。ここにも計画に住民の声を反映させたいと考えたからである。ちなみに、この11名の住民を住民ワーキンググループという。住民ワーキングのメンバーは、住民インタビューを行った36団体の中で、比較的建設的な意見を積極的に述べてくださった人たちである。

策定委員会では、11名の住民ワーキングメンバーを3つのグループに分け、それぞれのグループに職員ワーキングのメンバーが2人ずつ（事務局1人、職員ワーキング1人）入って話し合う形で行った。グループごとの司会者と記録係を職員が務めたのだが、これには職員のファシリテーション能力を高めるための研修としての位置付けという意味もあったためである。

初回と2回目には鈴木教授にもご参加いただいたが、特に初回には、住民の人たちに「住民参加のまちづくり」について、その必要性などを説いていただいた。町職員が協働を必要とし、総合計画策定の段階から住民参加を促してきたことで、住民の人たちにもその必要性を理解してもらいパートナーシップを築いた上で4次総を完成させたかった思いがあった。そのため、今までの取組みについても事務局がスライドを用いて説明した。

話し合ってもらう議題は、事務局から提案した。まず、これまで職員ワーキング会議で話し合い、決定した4次総における基本構想施策体系図の案とまちの将来像について協議してもらった。協議では、メンバー自身が携わっている公的な活動から私的な活動に至るまでを考えて意見を述べてくださる人が多かった。福祉に関わる人は福祉について、農業に関わる人は農業についてなどである。しかし、ほとんどのメンバー

で統一された意見としては、ごみなどの環境衛生に関する意見である。アパート建設や外国人就労者などが増加してきたため、こうした転入者とのコミュニケーション不足から地域のモラルが守られないなど日常生活における課題を挙げられ、その解決策を計画に盛り込むべきであるとの意見が多くなった。この策定委員会では、こうした住民の切実な思いを知ることで、総合計画に反映させることができたのである。

## (2) 総合開発計画審議会

総合開発計画審議会とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて地方公共団体に設置されているものである。審議会の所管事務としては、町の総合計画の策定に関する事項について審議し、その結果を町長に報告するというものであるが、この審議会は委員20人以内で組織され、当町では以下の者の中から町長が任命している。

- ①町議会の議員
- ②公共的団体等の代表者
- ③学識経験者

①については、町議会の議長をはじめ、3つの常任委員会の各委員長が任命された。②は、自治会会长、農業委員会委員長、教育委員長、商工会長、老人クラブ連合会長、民生児童委員会委員長が、③は、経済クラブ会長、JAめぐみの元坂祝支店長、社会教育委員会代表、商工会女性部長と中濃圏域の女性ネットワークに参加されている女性2名が任命された。この①から③までの委員の中には、住民ワーキングとして参加してくれた4名が入っていた。

策定委員会までに練られた総合計画の基本構想案は、町長に提出し、町長が審議会に諮問するという流れにしたのであるが、この審議会において、策定委員会（住民ワーキング）のメンバーに加わっていただき、この人たちが案について説明するというスタイルにしたのである。そうすることで「自分たちが総合計画をつくったんだ」とい

う自身と責任を持ってほしかったという事務局（行政）の思いがあったためである。

文字の変更等若干の修正案が出されたものの、この思いどおり、審議会では非常に高い評価を得ることができ、3月の平成18年坂祝町議会第1回定例会に上程されたのである。

## 6 4次総の実践に向けた取組み

### (1) 経大との『まちづくり連携協定』の締結

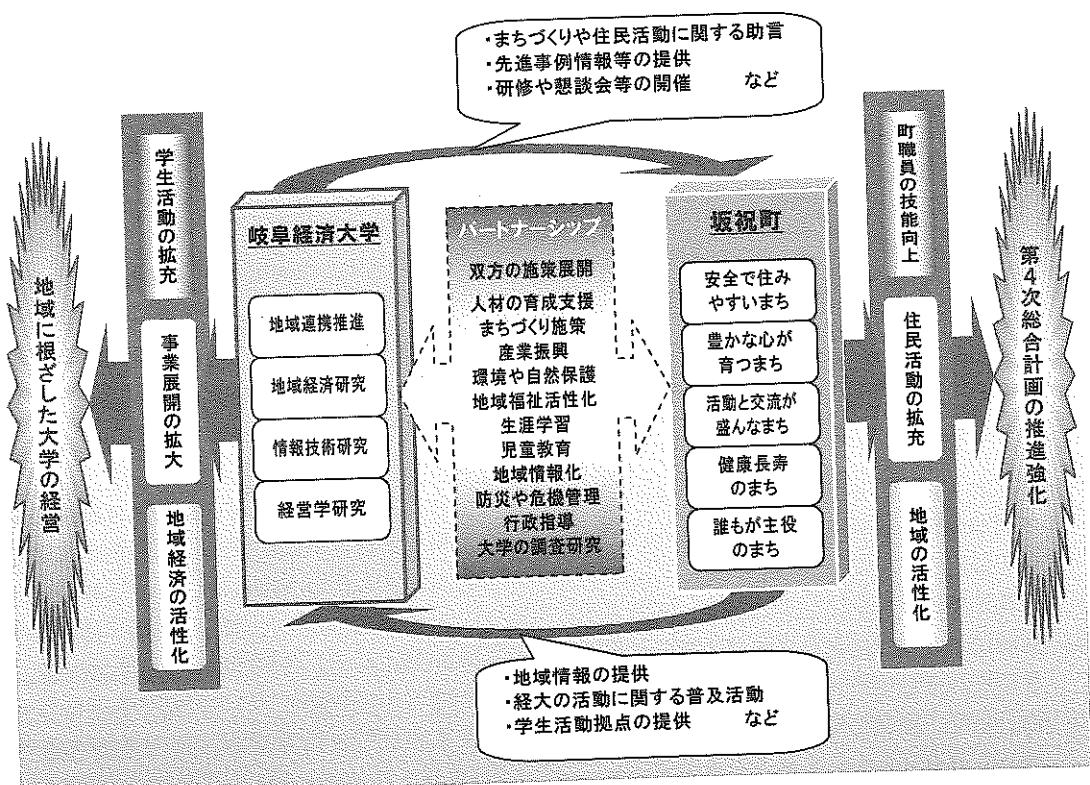
4次総推進において、その実践に向けての取り組みに向けた一つの手段として、経大と連携協定を結ぶこととした。鈴木教授からアドバイスをいただきながら4次総を策定したこともあり、当町と経大双方が知り合えたため、お互いの目的を達成するために有効なことである。経大としては、大学が持つさまざまな技能を地域に伝えること、あるいは地域で経済研究を実践すること、大学を広くPRすることで地域に根とて、大学を広くPRすることで地域に根

ざした大学経営を目指していくこと。当町としては、経大からアドバイスをいただく、あるいは進捗について点検していただきながら4次総に掲げられた将来像の達成を目指していくことである。

この協定に関する調印式は、平成18年5月22日(月)、役場庁舎の大会議室において行われた。岐阜県中濃振興局の塩谷千尋局長(当時)をはじめ、議会、総合開発計画審議会委員及び行政関係者約30名の立会いの下で、梅田克己坂祝町長と経大黒川博学長が協定書に署名された。なお、当町と経大の『まちづくり連携協定書』による協定項目は以下のとおりである。

- (1)地域の活性化やまちづくりに関する対応
- (2)健康福祉に関する対応
- (3)生涯学習や児童教育に関する対応
- (4)環境施策や緑化の推進、自然保護に関する対応
- (5)産業振興に向けての連携推進に関する対応

＜図-1：坂祝町と岐阜経済大学の「まちづくり連携協定」イメージ＞



## 『住民参加のまちづくり』に向けて(掘部)

- (6)地域情報化に関する対応
  - (7)防災や危機管理に関する対応
  - (8)学生の課外活動などによる地域との交流推進への対応
  - (9)その他、大学の調査研究及び住民サービスの向上に関する対応
- の9つの項目であるが、連携方法については、双方の協議により、連携体制を具現化しながら連携していく。さらに、協議によつてできるものから事業を創作していく柔軟なスタイルでのまちづくり及び活性化を効果的に推進していくものである。

現在のところ、②の福祉分野において「地域福祉計画」の策定、また③の教育（生涯学習）分野において「スポーツ振興」に向けて取り組み始めたところである。今後は、計画的に連携事業を推進していくためにも中期的なスケジュールを策定することが企画課としての重要課題である。

### (2) まちづくり懇談会（4次総策定に関する説明会）の実施

4次総は住民の意見や思いを幅広く聴きながら計画に盛り込んで策定した。そのため、自分たちの意見がどれだけ計画に反映されているかを検証してもらう必要がある。18年度に入り、すぐさま地域へ出向いて住民に説明する会を実施する予定であったが、実施方法の検討などのため遅れてしまった。

しかし、そのためにも単なる4次総の策定

方法などを説明するだけでなく、住民のみなさんにも「まちづくり」を考えもらうための会にする必要があった。そこで、4次総説明会を「まちづくり懇談会」として、4次総地区別計画掲げた7地区を対象にし、4会場で開催した。

この懇談会では、特にワークショップで何をテーマにして話し合ってもらうのかがポイントであった。当初は、4次総策定に関する感想などをと思っていたが、これについても鈴木教授に相談することにしたのであるが、「テーマが抽象的なので、もっと明確なテーマに絞るべきだ」との指摘を受けた。その結果、①地区別計画の中で、自分たち（住民）が来年度（短期的）取り組めることは何か、②地区別計画の中で、自分たち（住民）が3年以内（中期的）で取り組めることは何か、③①・②のうちで行政（役場）がすべきことは何か、をテーマとした。また、ワークショップの進行役と記録係は町職員が務め、発表者は住民に務めもらうこととした。進行役を町職員としたのは、職員のファシリテーター能力を向上させたいというねらいがあった。

まちづくり懇談会の1・2日目には、鈴木教授に来場していただき、会の進め方などについてアドバイスをいただくことができた。これまでの坂祝町では、行政（役場）が開催する説明会でワークショップを行っ

＜表4－1：まちづくり懇談会の開催日程と場所＞

開催日	開催場所	対象地区
11月21日(火)	坂祝町東館2階研修室	酒倉地区
11月24日(金)	坂祝町中央公民館2階研修室	大針・加茂山・黒岩地区
11月27日(月)	坂祝町西館2階研修室	深萱・勝山地区
11月30日(木)	坂祝町役場3階大会議室	取組地区
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町の財政や人口の推計資料を合わせて「4次総ができるまで」と題したスライドを用いて説明</li> <li>・参加者を地区ごとに分けて、4次総地区別計画についてのワークショップ</li> <li>・ワークショップで出された意見は、グループの代表者が発表</li> </ul>	

&lt;表4-2：まちづくり懇談会参加者内訳&gt;

地区名	自治会名	会 場	住 民	議 員	一般職員	事務局	その他	計
酒 倉	一色	東 館	4	1	2			7
	池端		4	1	2			7
	中組		7	1	3			11
	雲埋北		2	1	2			5
	雲埋北		5		3			8
	茶屋		3		7			10
大 針	大針	中央公民館	2	2	2			6
加茂山	加茂山1		7		1			8
	加茂山2		3	3	6			12
黒 岩	黒岩北		1	1	6		1	9
	黒岩南		8	2				10
深 萱	深萱	西 館	16	2				18
勝 山	勝山北		4	1	6			11
	勝山南							0
取 組	取組1		6	1	2			9
	取組2		4		3			7
	取組3		6					6
	取組4		5		1			6
その他の					27	24	6	57
参加者計			87	16	73	24	7	207

たことなど皆無であったため、その要領についての知識もなかった。そこで鈴木教授には、会場内の雰囲気からグループごとの会議の様子をご覧いただき、適宜ご指摘・ご指導をいただいた。

出された意見は、記録係がリアルタイムでB紙に書き込んでいった。そうすることで、住民は「自分の意見が取り上げられている」という意識が持て、さらに活発な意見が出るよううながすためである。そして、ここでB紙に書き込まれた内容をグループの代表者（住民）が発表した。出された意見を4次総の「達成したいこと（政策）」に当てはめ、順位付けをしたものを次のようにまとめた。

#### <意見の多かった政策ベスト3>

##### 【住民の役割編】

1. 「住民相互の交流が盛んなまち」に関する意見・・・・10件
2. 「生命や財産が守られる安全なまち」に関

する意見・・・9件

2. 「子どもが健やかに育つまち」に関する意見・・・・9件

3. 「人と自然が調和するまち」に関する意見・・・・8件

3. 「環境にやさしく清潔なまち」に関する意見・・・・8件

##### 【行政の役割編】

1. 「快適な住環境を実現するまち」に関する意見・・・・8件
2. 「新たな自治を実現するまち」に関する意見・・・・6件
3. 「生命や財産が守られるまち」に関する意見・・・・4件

今回開催したまちづくり懇談会は、当町にとって新しい試みでの開催であった。4次総策定に関する説明資料の中で、財政や人口推計などの町の現状を説明したのであるが、住民に現状を知ってもらうことで、行財政運営に関する理解も深まったものと考える。ま

た、町職員と住民とのワークショップでは、主役はあくまで住民とし、進行役はいかに意見や思いを述べさせるかが重要となるが、今回は職員もその技術の習得ができたのではないか。参加者が予想以上に多く、また活発な意見も出され、まちづくりに関する第一歩としての一つの成果であったといえる。今後も毎年数回はこのような懇談会を開催し、住民とのコミュニケーションを図っていく必要があるのだが、各自治会単位でこのような懇談会が開催されるのが望ましい。

(3) 芽生え始めた住民の自主的な地域活動  
今まで行政主導のまちづくりによって、住民の行政依存体質が残る当町にも、住民たちの自主的な活動が芽生え始めてきている。その一部について、説明することとする。

#### ①勝山地区の『勝栄会』と『迫間川のホタルを守る会』

当町の西部、各務原市との境に勝山という地区がある。この場所には、標高 276 メートルの城山という山があり、その昔、織田信長公が美濃を攻める際に落とした『猿啄城(さるばみじょう)』があった。現在は、町指定文化財として城跡が残っている。また、この山の麓には、関市から木曽川に流れ込んでいる迫間川が流れている。こうした自然の利を活かして、地域住民らが集まつて自主的な活動を行っているのが『勝栄会』と『迫間川のホタルを守る会』である。ちなみにこれらの団体は、メンバーがほとんど同じである。

勝山地区的住民は、城山と迫間川を地域資源として考え、自らの手でこれら資源の整備、清掃に努めている。城山にある猿啄城展望台であるが、毎年元旦の早朝にはこの山頂で新年のご来光を拝む『城山元旦登山』を自主開催している。このために年末になると毎年登山道の整備を行っているのだが、整備必要な資材は自分たちで持ち寄り、あるいは山にある木材を加工するなどしてできるだけ経費を使わない方法を用い

ている。

迫間川の整備については、ホタルの会の会員の各家庭で幼虫を育て、川に放流して初夏の季節に舞う成虫期までの世話をを行っている。ホタルが育ちやすい環境づくりにためには、川底に入ってごみ拾うなどの清掃活動を行ったり、ホタルに花を添えようという意味合いで、迫間川沿いの遊歩道に自分たちが調達した桜の苗木を植えるなど、景観を向上させる活動にも取り組んでいる。さらに、ホタルを祝った『ホタル祭り』なるものを川沿いにある神明神社で、毎年 6 月初旬に開催しているのだが、この開催資金も自分たちが調達している。

#### ②木曽川夢空間事業

木曽川夢空間事業とは、美濃加茂市・可児市・各務原市・坂祝町・愛知県犬山市の 4 市 1 町の官・民・地域住民が連携・協働しながら「住めば都。来れば虜(とりこ)」を合言葉に、自らの手で地域の魅力をみがきあげ、海外からの誘客も視野にいれた「木曽川夢空間」というブランド構築に取り組んでいる事業であり、平成 15 年度に国土交通省の「事業」に採択されて実践している。ちなみに、この事業の推進にあたっては、4 市 1 町行政職員が中心となって構成している『日本ライン広域観光推進協議会』が行っている。

木曽川夢空間事業でこれまで実施してきた事業における一番の実績は、平成 18 年 3 月に美濃加茂市太田宿で開催された「町衆まつり」が挙げられる。「夢空間もちより楽市楽座」のサブタイトルにより、踊りや合唱、もちつきなどの催しものに加え、特産品を販売する楽市・楽座、またメインイベントとしては各市町のふるさと自慢として趣向を凝らした鍋料理を振舞う「夢なべ食べくらべ」もあった。このイベントには当町からは、勝山のホタルを守る会や農業婦人クラブなど官民合わせて約 40 名が参加し、他市のいろんな人たちとの交流を図った。

また今年 1 月には、『木曽川夢空間観光物

産展 in セントレア』を開催した。週末の利用客が10万人とも言われる中部国際空港において、日本ライン広域地区のPRができるという絶好のチャンスであった。この観光物産展では、ステージイベントとして各市町の伝統芸能を披露するプログラムが組まれた。当町からは、深萱地区に古くから伝わる「子踊り」と、取組地区に平野神社「祭囃子」を出展した。子踊りとは、深萱地区にある十二社（じゅうにそう）神社で現在もなお行われている、地元の男の子（小学生）12人が黒地に裾模様の入った振袖に、赤黒の繻（うすぎぬ）の帯を長く垂らし、日の丸の扇を持って踊る伝統的な踊りで、毎年4月の祭礼に奉納されるものである。一方、取組の祭囃子は、この地区に古くから伝わるもので、昭和の初めに村の青年団によって会が結成され、以後毎年2月、3月、11月の年3回、古来から村社として祀られてきた平野神社に奉納するためのものである。現在は、「取組祭囃子保存会」12名と地区的氏子とが協力して、祭囃子が残されている。

ステージイベントの出演にあたって深萱・取組の両住民は、1週間で曜日を決めて練習したり、ステージを盛り上げるための舞台演出について話し合うなど熱心に取り組んでくれた。1日目の1月27日(土)には、深萱の子踊りが披露されたが、子ども14人、その保護者12人と祭り関係者（氏子）ら出演関係者に加え、自治会長をはじめとする地域住民の方々が自らでバスを手配し、応援団として来場し、ステージに花を添えてくれた。2日目の28日(日)は、取組の祭囃子が披露されたが、ここでは取組地区の隣に位置する勝山地区の祭囃子保存会が取組祭囃子保存会に加わり、セッションするという初めての試みがなされた。この日も、出演者以外に応援団がバスを貸し切って来場されてイベントを大いに盛り上げてくれた。特に出演者以外の応援する人たちが、ステージ前で4重・5重に重なってビデオ

やカメラ撮影しながら立見する姿を見て「行政に頼るだけでなく、地域住民が団結すればこれだけのイベントができるのだ」とひどく感動できた。

ステージイベントのほかには物産販売で、地元の農産物で加工した惣菜等を製造するグループ『もうやっこ（=みんな仲間という意味らしい。）』が、コロッケや饅頭などを販売してくれた。売上金額は多くはなかつたが、4市1町の中では第2位の売上成績を納められ、非常によくがんばられたと思う。

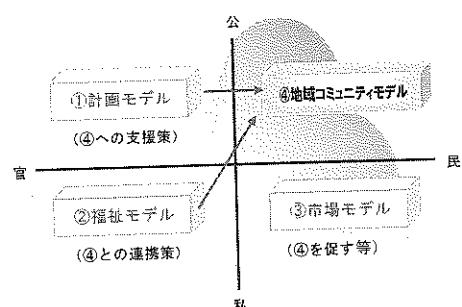
この2日間にわたる観光物産展は、元々行政から持ち出されたものであったが、地域住民の理解とそれを支援する人たちによつて大きな成果が得られたと感じることができ、今後のまちづくりを進めていく上での序章になり得ると考えられた。

### むすびにかえて ～これからの坂祝町のまちづくり～

「協働」という言葉は、地方分権が唱え始められて以降、ここ数年で急速に普及してきた。協働とは、立場の異なる住民と住民、住民と行政、住民と企業などが、まちづくりという共通の目的に向けて、お互いの責任と役割を認めた上で協力し合いながら大きな成果を生み出していくこと、と定義される（参考：鈴木誠教授「みんなのまちづくり入門」）。

また、地域住民の自主的な活動を公共性と考えて下図のように示してみた。

＜図－2：まちづくりモデルの構図＞



【地方自治IT共同研修資料から引用したものに加筆】

公共性について考える際の座標軸として、フィールド（公—私）とプレーヤー（官—民）という軸を設定する。明治時代に国民国家というものが誕生して以来、高度経済成長時までの地域社会やまちづくりは、フィールドの多くの部分を「公」が占めており、ここで対応するプレーヤーとして「官」が活躍していた。

ところが、近年は、「公と私」の領域と「官と民」の関係が二つの理由から大きく変貌しており、官による指示・規制を中心とした構図に大きな歪みが生じてきている。1つ目の理由は、プライベートな空間が広がってパブリックな空間が狭くなってきており、「公」と「私」が融合しているということである。2つ目は、地域住民や企業等の「官」への甘えと、その矛盾が顕在化してきたということである。この解決のためには「官」と「民」が対等な立場を築けるパートナーシップが必要だが、その方法は確立されていない。

前頁の図のうち、フィールドとプレーヤー及び①から③のモデルについて説明しよう。フィールドの「公」とは公共及び大衆をいい、「私」とは個人をいう。プレーヤーの「官」とは官公庁及び行政をいい、「民」とは住民及び（民間）企業等をいう。各モデルは以下のとおりである。

- ①計画モデル…「官」が「公」のために、計画して事業を実施するモデル。（例：公共施設整備等）
- ②福祉モデル…「官」が「私」のために、事業を実施するモデル。（例：医療・保健等）
- ③市場モデル…「民」が「私」を相手に、利益追求して実施してきた行為を示すモデル。（例：衣料・飲食店・電化製品等の製造・販売など）

歪みに対応するためには、地域のコミュニティが重要となり、新たなモデルとして④地域コミュニティモデルの創出が必要であると考える。このモデルでは、地域住民（団体）による自主的な活動やボランティア等の活動により、新たな公共性を構築しながら地域の活性化やまちづく

りを行うモデルである。

これまでの当町のまちづくりは役場（官）が中心的役割を果たしてきたため、住民が行政へ依存する意識や体質があったことは否めない。それが地方分権による権限移譲や厳しい財政難等によりきめ細かな住民サービスの提供が困難になってきたことで、当町においても平成17年度は「入りを計りて」予算編成を行った結果、各種の補助・助成金を削減・廃止せざるを得なかつた。

そのために4次総では、従来の策定方法を見直し、住民や企業あるいは大学との連携など、行政主導ではなく立場の異なる者同士がお互いを認め合い、パートナーシップを築きながらまちづくりを進めていくための取り組みによって策定する方法を用いた。その中で、前に述べた4次総策定で取り組んだまちづくりアンケートでは、行政と住民はどのように関わるべきかの設問で、「行政と住民・企業が対等の立場で議論する」が31%、「行政と住民・企業が協力して進める」が22%、「住民や企業の意見を聴き、行政が責任を持つ」が32%であった。この結果は、住民が行政との協働を求めていると考えられる。

当町におけるボランティア活動に関しては、最近では福祉に限らず、自然環境や防災・防犯といった分野でも住民による自主的な活動が活発になってきている。行政としては、こうした住民の活動に対して支援できる仕組みづくりが必要である。その方策は現在のところは明確になっていないが、従来からある地域活性化補助金や地域振興補助金等の補助制度を、住民やボランティア団体の活動に対して審議し、助成できる制度にする。あるいは、職員の地区担当制を設けて、地域住民と担当者のワークショップを開催し、一緒になって地域の課題解決や4次総地区別計画を推進する体制づくりなどを検討していく。また、行政職員としては前例踏襲の慣例を見直し、住民との協働による政策づくりの自覚を持ち、縦割り意識をなくしていくなどの努力をしていく意識改革に努めていく。そして、地域コミュニティモデルの創出のために、

行政は支援策という視点で今一度業務を見直す

必要がある。

合併関連三法では、地域自治区や地域協議会の設置が制度化された。地域協議会のあり方については様々であるが、単なる要望組織とするのではなく、住民活動に基盤を置いて住民と行政の要として機能する組織とするのが望ましいと考える。そのためには、自治会や商工会、老人クラブ、PTA、社協など既存の組織がコミュニケーションを強化し、地域における施設運営やイベントの開催などに取り組み、いずれ再浮上してくることが予想される合併に向けて、本質的に足腰の強い地域づくりを進めていく必要がある。いずれにしても、「協働のまちづくり」は一朝一夕では達成できるものではないが、まちづくり連携協定で結ばれた岐阜経済大学とのパートナーシップによって、住民と行政職員の双方が共にスキルアップを図りながらを築いていきたいと思うのである。